

令和8年度就学援助費希望調書(申請書)

東京都北区長 殿 年 月 日
 東京都北区教育委員会 御中

下記の事項に同意し、就学援助を申請します。

- 認定にあたっては、必要な範囲で世帯員の住民登録情報、生活保護情報、児童扶養手当受給情報、税務情報、就学援助受給情報を調査し、利用することに同意します。
- 認定された場合は、中学校を卒業するまでの間、毎年度自動で審査を行うことに同意します(否認定や年度途中で認定取消となった場合を除く)。
- 就学援助が認定されたときは、支給される就学援助費は、下記口座名義人へ振り込んでください。
- 必要に応じて、就学援助費の受領及びその目的に従って処理する一切の権限を校長に委任します。

申請者 (保護者) 氏名	(自署)			
	生年月日 年 月 日			
電話番号	自宅	携帯		
現住所	北区 丁目 番 号			
	(アパート・マンション名) 令和8年1月1日の住民登録地：(①北区) (②その他) ②の方は令和8年度の課税証明書の提出が必要となります。			
振込先	銀行 信用金庫 信用組合 本・支店			
	預金種別	口座番号		
	普通			
(申請者と同一名をカタカナで記入)				
確認欄	該当する番号がある場合は、すべてに○をつけてください。 該当しない場合は、○をつける必要はありません。 1. 生活保護を東京都北区から受給している 2. 生活保護を東京都北区以外から受給している(支給自治体：_____) 3. 児童扶養手当を受けている			

学校支援課処理欄	收受日:	認定結果	入力
	認定年月日:	要・準・否・保	
	転入日:	処理日:	照合
	学籍開始日:	不足書類	
		税・住・その他	
		その他()	

	児童生徒氏名		続柄	学校	
	生年月日	年 月 日		学校	年 組
(国公立小中学校・義務児童生徒教育学校のみ)	1	生年月日	年 月 日	北区立	学校 年 組
	2	生年月日	年 月 日	北区立	学校 年 組
	3	生年月日	年 月 日	北区立	学校 年 組
	4	生年月日	年 月 日	北区立	学校 年 組
	5	生年月日	年 月 日	北区立	学校 年 組
	6	生年月日	年 月 日	北区立	学校 年 組

配偶者 有・無	配偶者 氏名	居住状況(該当する方に○)
	生年月日 年 月 日	※別居の場合は理由をご記入ください。 ・同居 ・別居(理由:)

就学援助の審査世帯について

- (1) 就学援助は、原則住民票上の世帯員(同居所同世帯)のみで審査いたします。
 (2) 仕事・介護等を理由に別住所に住居登録をしている保護者の方は世帯に含めて審査いたします。
 ※(1)、(2)に該当しない方で、世帯に含めて審査を希望する世帯員がいる場合は、下記にご記入ください。
 追加することが可能な世帯員の詳細については、裏面をご参照ください。

	氏名		続柄	氏名		続柄
	生年月日	年 月 日		生年月日	年 月 日	
住民票外の追加世帯員	1	生年月日	年 月 日	2	生年月日	年 月 日
	3	生年月日	年 月 日	4	生年月日	年 月 日

<世帯員の取扱について>

就学援助の申請世帯は、**原則、住民票上の世帯員のみ（児童生徒を含む世帯）**となりますが、下記の場合は世帯に含めて審査を行います。

（例外1）保護者が仕事・介護等の理由で別住所に住民登録をしている場合

世帯に含めて審査を行います。なお、該当する保護者と同世帯の方がいる場合はその方も世帯に含めて審査を行います。

希望調書（申請書）の「配偶者」欄に保護者情報をご記入ください。また、保護者と同世帯の方がいる場合は、「住民票外の追加世帯員」欄にも世帯員情報をご記入ください。

別住所の保護者が区外在住の場合は、住民票（世帯全員が記載されているもの）と所得を証明する書類（「令和8年度 就学援助のお知らせ」2-(2)-②を参照）の提出が必要となります。

（例外2）保護者が住民票上同居所別世帯となっている場合（世帯分離など）

世帯に含めて審査を行います。上記（例外1）同様に記入してください。

（例外3）保護者以外の方が住民票上同居所別世帯となっている場合（同居の祖父母など）

保護者が同居所別世帯の方を、「税法上」扶養している場合に限り、同一世帯に含めることができます。申請書に扶養していない方が記入されている場合は、世帯から除いて審査します。

例外3の例

北区王子1-2-3 ○○方

父
母
本人

北区王子1-2-3

祖父
祖母

この場合、原則は3人世帯（父・母・本人）での申請になりますが、父又は母が祖父母を扶養にとっている場合に限り、5人世帯で申請することができます。

（例外4）事情により、保護者と児童生徒が別世帯となっている場合

原則、保護者を含めた世帯で申請してください。この場合の申請者及び援助費の受け取りは保護者となります。

ただし、児童生徒のいる世帯と保護者の世帯の生計が別である場合は、児童生徒のいる世帯で申請してください。この場合の申請者及び援助費の受け取りは、児童生徒のいる世帯の方となります。

別世帯の保護者が区外在住の場合は、住民票（世帯全員が記載されているもの）と所得を証明する書類（「令和8年度 就学援助のお知らせ」2-(2)-②を参照）の提出が必要となります。

例外4の例

○○区○○1-1-1

父
母
兄

北区王子1-2-3

祖父
祖母
本人

この場合、原則は6人世帯（父・母・兄・本人・祖父・祖母）での申請になり、申請者及び援助費の受け取りは、父又は母となります。父母と生計が別である場合には、祖父又は祖母を申請者（及び援助費の受取人）として、3人世帯（祖父・祖母・本人）で申請してください。
※ 父・母・本人の3人世帯で申請することはできません。
※ 6人世帯で申請した場合でも、通知等の送付先は本人（児童生徒）の住民登録地の世帯主宛となりますので、ご注意ください。